

貸切バス事業者講習会・自己診断表設問の正答及び解説(設問1～9)

1	令和6年の貸切バスの事故類型として最多は、「追突」である。
	正答:○ 解説:令和6年の貸切バスの事故件数163件のうち、「追突」が全体の約32%にあたる52件発生しており最多である。
2	点呼の記録は電子ファイルでの保存が必須であることから、紙に点呼結果を記録してその紙をスキャンして電子ファイルで保存している。
	正答:○ 解説:点呼の記録は改ざんが容易ではないPDF等の電子ファイルでの保存が必須です。
3	特定旅客に近い形態で学校の送迎をしているが、運行形態が貸切形態であるため、デジタコの装着は必須である。
	正答:○ 解説:運行形態が貸切契約の場合は、その運行の実態や車両の形状に関わらず、デジタル式運行記録計の使用が義務となります。
4	運転者は定期健康診断を毎年受診しており、その受診結果と点呼で運転者の健康状態を把握しているため、SASスクリーニング検査などを受診していなくても健康起因事故対策は十分である。
	正答:× 解説:一定の病気等に係る、外見上の前兆や自覚症状がない運転者に対しても、脳、心臓、消化器系疾患や、睡眠障害等の主要疾病に関するスクリーニング検査を受診させ、健康起因事故を引き起こす可能性のある、疾病等の着実かつ、早期の発見に努めることを推奨しております。上記4つは、主要疾病の早期発見に有効と考えられる、スクリーニング検査の例になります。
5	健康に起因する事故報告件数は年々減少傾向にあり、物損事故や人身事故につながるものはほとんど発生していない。
	正答:× 解説:令和5年に39件、令和6年に30件と減少しているが過去10年で2番目に多く令和4年と比較して12件増加しており、また、令和6年の30件のうち8件で物損や人身事故につながっている。
6	点呼の様子を動画保存する際、映像と音声の保存および運転者の識別が出来ればスマートフォンのカメラを使ってもよい。
	正答:○ 解説:映像と音声の両方を記録できること、および運転者を識別できることのそれぞれを満たしていれば、スマートフォンのカメラを使用することができます。
7	点呼実施時において、アルコール検知器使用時の画像を記録していたことから、点呼の実施状況は確認できていると判断し、動画の保存は行わず、アルコール検知器使用時の画像のみ保存している。
	正答:× 解説:重大事故を起こした事業者の多くで、点呼の未実施など運行管理の不備が確認されています。そのため、改ざんや不正を防止し、確実な運行管理を実施する観点から、点呼の実施状況を動画で記録し、保存しなければなりません。なお、監査等において当該記録の確認ができない場合は、行政処分の対象となる可能性があります。
8	旅客自動車運送事業者は、旅行事業者等と契約する際には、適正な運賃・料金の収受及び運送引受書の交付をおこなわなければならない。
	正答:○ 解説:「貸切バス事業者に対する行政処分における違反事項別件数(利用者の利便確保関係)」における、令和7年度(速報値)の違反事項別件数は、運賃・料金の収受や運送引受書の交付義務に関する違反が多くを占めています。これらの違反を防止するため、旅客自動車運送事業者の皆様には、道路運送法をはじめとする関係法令を十分に理解した上で、利用者の利便性の確保と安全に必要なコストの確保の観点から、運賃・料金の適正な収受および運送引受書の確実な交付を徹底していただくようお願いいたします。
9	貸切バス事業者に対する行政処分における違反事項において「輸送の安全確保関係」の違反は、点呼に係る違反が最も多い。
	正答:× 解説:「輸送の安全確保関係」の違反については、運転者への指導監督が最も多くなっています。旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者に対する一般的な指導監督および特定の運転者への特別な指導を漏れなく実施するとともに、その記録を適切に保存することが重要です。